

介護保険 主治医意見書作成料請求書

令和		年		月					
----	--	---	--	---	--	--	--	--	--

保険者番号	4	2	2	0	7	1
-------	---	---	---	---	---	---

被 保 険 者	被保険者番号										
	(フリガナ)										
	氏名										
生年月日	1 明治 2 大正 3 昭和						性別	1 男	2 女		
	年		月		日						

請 求 医 療 機 関	事業所番号										
	事業所名	印									
	所在地	〒									
		TEL									

作成依頼日	令和		年		月		日	依頼番号						保 険 者 確 認	
意見書作成日	令和		年		月		日	意見書送付日	令和		年		月		

意見書作成料	種別	1 在宅 2 施設		1 新規 2 継続		金額							円
--------	----	-----------	--	-----------	--	----	--	--	--	--	--	--	---

診 断 ・ 検 査 費 用	内 訳	点 数	摘 要										
	初診料												
検 査	胸部単純X線撮影												
	血液一般検査												
	血液化学検査												
	尿中一般物質定性・判定量検査												
合 計			点数合計 × 10円										円

請 求 額	意見書料						円
	診断・検査費用						円
	消費税						円
	合 計						円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続(更新・変更)申請別に以下の金額とする。

	在 宅	施 設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診療・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。 (※初診料 2,880円(2019年度診療報酬単価に基づき))

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影・血液一般検査・血液化学検査・尿中一般物質定性・判定量検査